

お知らせ

人権擁護委員を ご紹介いたします

人権擁護委員は法務大臣が委嘱し全国の各市町村に配置され、住民の皆さんから人権相談を受けるなど積極的な活動を行っています。

占冠村の人権擁護委員については、次の方を委嘱していただきます。人権相談については、随時受け付けていますので、気軽にご相談ください。



人権擁護委員の
鷲尾心英さん

■お問い合わせ

保健福祉課 社会福祉担当
電話 56・2122

ウィンターサーカス 2013 Vol.8 「雪の魅力」

冬のシーニックバイウエイ「ウィンター」サーカスは、寒くて長い北海道の冬を楽しむアートプロジェクトです。
「雪をつかったランドアート（美術作品）」をアーティスト

トが発想し、地域が制作をサポートします。

真っ白な雪景色にあらわれる雪のランドアートや映像を各会場でお楽しみください。

【開催日時】

2月9日～10日
17時～20時

【会場】

- 旭川 西神楽会場
- 東神楽 ふれあい交流館 会場
- 美瑛 雪遊び会場（道の駅びえい「丘のくら」前）
- 上富良野 深山峠会場（トリックアート美術館 脇）
- 上富良野見晴台公園会場（観音様向かい駐車場）
- 星野リゾートトマム アイスビレッジ会場
- 道央自動車道 砂川サー

ビスエリア会場（上り札幌方向）

■お問い合わせ

大雪・富良野ルートサポートセンター
電話 0166・35・5731
シーニックバイウエイ北海道大雪・富良野ルートホームページ
<http://www.taisetsu-fura.no.jp/wintercircus/>

交通事故の援護制度

交通事故被害世帯の皆さんに次のような援護制度がありますので、ご利用ください。

◆交通遺児等育成資金貸付（無利子）

【対象】

自動車事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子様で、0歳から中学卒業まで

◆重度後遺障害者介護料支給

【対象】

自動車事故により、脳、脊髄または胸部腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方

■お問い合わせ・お申込み

独立行政法人自動車事故対策機構 旭川支所
電話 0166・40・0111

運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習

- ◎ 2月5日（火） 13時～
- ◎ 2月15日（金） 13時～
- ◎ 3月5日（火） 13時～
- ◎ 3月15日（金） 13時～

■一般講習

- ◎ 2月5日（火） 14時～
- ◎ 2月15日（金） 14時～
- ◎ 3月5日（火） 14時～
- ◎ 3月15日（金） 14時～

■違反講習

- ◎ 2月12日（火） 13時～
- ◎ 2月25日（月） 13時～
- ◎ 3月19日（火） 13時～

■初回講習

- ◎ 3月11日（月） 13時～

T v h（テレビ北海道）放送が 視聴できます。

T v h（テレビ北海道）放送の電波が発信され、視聴できるようになりました。

T v h放送をご覧になるには、テレビのチャンネルの再設定が必要な場合があります。

設定方法については、各ご家庭のテレビの説明書でご確認ください。



■企画商工課企画担当 電話56 - 2124

お知らせ

債務を整理するための 裁判所の手続き

個人である債務者が、借入等により債務が増えたり、収入が減ったりして約束通り支払うことが困難になることがあります。

このような場合に、債務を整理するための裁判所の手続きとして、「特定調停」、「個人再生」、「破産」の手続きなどがあります。

今後も支払いを続けられるか、話し合いで解決できそうかなどの事情により手続きを選択することができます。

【話し合いによる解決】

◆特定調停手続

債権者との話し合いにより返済方法を見直す手続きです。

調停委員会が手続きに関与し、合意に向けた調整を図ります。

【法律に定められた手順による債務の整理】

◆個人再生手続

債務者が、法律で定められた一定額以上の支払計画を立てる手続きです。

その計画を裁判所が認めれば、計画に従った支払いをすることができま

◆破産手続

債務者の財産をお金に換えて債権者に分配する手続きです。

併せて、支払い義務を免除する免責手続きを利用することもできます。

※特定調停、個人再生及び破産の各手続きに関する説明は裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) で見ることができます。

■お問い合わせ

旭川地方裁判所

電話 0166・51・6251

季節予報について

季節予報には、予報期間別に、現在から2週間程度先までを予測する「異常天候早期警戒情報」、1か月先まで予測する「1か月予報」、3か月先までを予測する「3か月予報」、6か月先までを予報する「暖・寒候期予報」があり、それぞれその期間について、平均的な気温や降水量などを予報しています。平均的な気温や降水量などは、3つの階級（低い（少ない）、「平年並」、「高い（多い）」）に分け、それぞれの階級が出現する可能性を確率で表現しています。なお、「異常天候早期警戒情報」は、2週間程度先までの平年からの隔たりが大きな天候の可能性が高いと予測した場合に発表されます。

■お問い合わせ

旭川地方気象台総務課

電話 0166・32・7101



「厚志に感謝いたします。」

◆小林一郎さん(宮下)から、亡妻(故小林きぬ子さん)の香典返しを廃し心温まるご寄付をいただきました。社会福祉法人 占冠村社会福祉協議会

お詫びと訂正

広報1月号の記事に誤りがありました。

●5ページ

【村の貯金はどれくらい?】の表の中で「その他」の欄の額は「3億5千656万円」の誤りでした。大変申し訳ありません。



村営住宅入居者募集のご案内

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

●占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。

●月収が15万8,000円以下の方。

(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8,000円以下の方)

※单身の方でも入居できます。

※連帯保証人が2名必要です。

★入居者と同等または同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね3月1日(金)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当
トマム支所

■お問い合わせ 産業建設課建築担当
☎ 56-2172

募集団地

●受付期限 2月15日(金)

- | | |
|-----------------|------------------|
| ●占冠地区 2戸 | ●トマム地区 1戸 |
| ○占冠団地 3DK 2戸 | ○第3トマム団地 3LDK 1戸 |
| ●中央地区 1戸 | |
| ○第2千歳団地 4LDK 1戸 | |

皆様の入居を
お待ちしております

※みなし特公賃住宅は、村営住宅とは入居資格が異なりますので、詳しくは、産業建設課建築担当へお問い合わせください。